



# 鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 27 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例 (15) (環境立県推進課) . . . . . 6 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部を改正する条例 (16) (水・大気環境課) . . . . . 8 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (17) (循環型社会推進課) . . . . . 15 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例 (18) (〃) . . . . . 16 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例 (19) (公園自然課) . . . . . 21 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 (20) (住宅政策課) . . . . . 22 鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例 (21) (〃) . . . . . 26 鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例 (22) (〃) . . . . . 31
-------	---

## ==== 公布された条例のあらまし ====

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

公害紛争処理法施行令の一部が改正され、同一の事件について調停に引き続いて仲裁を申請する場合における手数料の軽減措置が講じられたことにかんがみ、県においても同様の措置を講じる。

## 2 条例の概要

(1) 公害紛争処理法に基づく調停が打ち切れ、又は打ち切られたとみなされた事件の申請人又は参加人からされた仲裁の申請についての手数料の額は、通常の算出方法により算定した手数料の額から前の調停の申請について納めた手数料の額を控除した額とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

石綿が使用されている建物等について、石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じないまま、解体等の作業が行われた場合、周辺住民等への多大な健康影響が懸念されることから、これらの作業が行われる前において石綿含有材料等の使用の有無を調査し、その結果を県へ報告することを義務付ける等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 石綿の範囲の明確化

石綿とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいうものとする。

## (2) 県等の責務の強化

ア 県の責務に、石綿含有材料等が使用された建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業（以下「解体等作業」という。）を把握することを加える。

イ 事業者がとらなければならない措置に、石綿粉じん排出等作業その他の行為により石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合に、飛散の有無等について調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じることを加える。

ウ 県民その他の者は、大気汚染防止法又はこの条例の規定に違反する解体等作業が行われていることを知ったときは、速やかに知事に通報するよう努めるものとする。

エ 知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のために公表した情報に関連する書類その他の物件について、当該情報に係る解体等作業が終了した日から50年間保存することとする。

## (3) 解体等工事に対する規制の強化

ア 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者に、石綿含有材料等の使用の有無に関する事前調査の義務を課す。

イ 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等を解体する作業を伴う建設工事を施工しようとする者に、吹付け石綿の使用の有無に関する調査結果についての県への報告の義務を課す。

ウ 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者に作業の種類等を掲示する義務を課す。

エ 報告等徴収又は立入検査の対象となる建設工事の範囲を、解体等工事（現行 特定工事）に広げる。

オ イに掲げる義務の違反について、次のとおり新たに罰則を設ける。

(ア) 解体等作業の開始の日の14日前までに知事への報告をせず、又は虚偽の報告をした者 10万円以下の罰金

(イ) 災害その他非常の事態により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合において、速やか

に、知事への報告をせず、又は虚偽の報告をした者 5万円以下の過料

(4) その他

- ア 条例の名称を「鳥取県石綿健康被害防止条例」に改める。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。
- ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例について、(4)アに伴う所要の規定の整備を行う。

#### 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取市が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、廃棄物をみだりに投棄することを禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、鳥取市の区域を条例の適用外とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定を適用しない区域に鳥取市を加える。
- (2) 失効期限（現行 平成22年3月31日）を定めた規定を削る。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、規則で定める日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

使用済自動車の再資源化等に関する法律が完全施行され、廃自動車の適正な保管が義務づけられたことにかんがみ、この条例による規制の対象について、廃自動車の保管を除外し、有価物としての使用済タイヤの保管に関するものに特化させた上で、引き続きこの条例による規制を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例による規制の対象から廃自動車の保管を除外する。
- (2) 条例による規制の対象となる使用済タイヤの保管は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受けない有価物としてのものに限定する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする(3)の一部を除き平成20年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 健全な自然環境を将来の県民に継承することを目的として、県内に生息し、又は生育する希少野生動植物の保護等を図り、もって健全な自然環境を将来の県民に継承することを目的に、これらの捕獲等の行為を規制するとともに、保護管理事業の実施、県民等が行う保護活動の支援等を行うこととしている。
- (2) 希少野生動植物の保護並びに希少野生動植物が生息し、及びその生息しうる自然生態系の保全の状況にかんがみ、引き続き(1)の措置を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 失効期限（現行 平成20年3月31日）を定めた規定を削る。
- (2) 条例の規定及び実施状況についての検討を平成25年度末を目途に行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

県営住宅及び特別県営住宅への暴力団員の入居を排除するため、入居者資格を見直す等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 入居者資格に入居者及びその同居親族が暴力団員でないことを加える。

イ 入居者又はこれと現に同居する者に対して、周辺の環境を乱す次の行為を禁止する。

(ア) 暴力団員の住居として使用させる行為(自らが暴力団員となって使用する行為を含む。)

(イ) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの

a 動物の飼育(食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。)

b 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。

c 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

(ウ) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

a 粗野又は乱暴な言動をすること。

b 威力を用い、又は示すこと。

c 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

d 火災、漏水その他の事故を繰り返し発生させること。

(エ) (ア)から(ウ)までに定めるもののほか、県営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為

ウ 次のとおり県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
国中団地	八頭郡八頭町国中	老朽化
小江尾団地	日野郡江府町大字江尾	江府町へ無償譲渡

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1)のアと同様の措置を講ずる。

(3) 施行期日は、公布日とする(1)のエの一部を除き、平成20年4月1日とする。

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)の一部が改正され、一定の自然災害によりその居住する住宅が全壊した等の世帯が行う住宅の再建の事業が新たに支援の対象に加えられた。

(2) (1)にかんがみ、鳥取県被災者住宅再建支援条例(以下「条例」という。)に基づく支援の対象及び支援金の額を見直すとともに、条例に基づく支援に要する経費に充てるために設置する基金に積み立てる額の合計額を引き下げる等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 支援対象及び支援金の額について、次のとおり見直す。

(単位：千円)

区分	対象となる自然災害の規模	住宅再建の方法	損壊態様ごとの支援金の額等				使途の制限
			全壊	大規模	半壊	一部	

			半 壊	破 損			
国 制 度 等	1の市町村で10以上の世帯の住宅が全壊、全県で100以上の世帯の住宅が全壊	建設又は購入	3,000	2,500	対象外	無	
		補修	2,000	1,500			
		賃借	1,500	1,000			
改 正 後	全県で10以上100未満の世帯の住宅が全壊（1の市町村で10以上の世帯の住宅が全壊したものを除く。）	建設又は購入	3,000	2,500	-	全壊又は大規模半壊：無 半壊：補修	
		補修	2,000	1,500	1,000		
改 正 前	全県で100以上の世帯の住宅が全壊	建設又は購入	3,000	3,000	3,000	-	建設又は購入
		補修	1,500	1,500	1,500	1,500	補修

備考 被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯に対する支援金の額は、この表に定める支援金の額の75パーセントの額とする。

注 全壊には、解体又は長期避難に係るものを含む。

- (2) 基金の管理方法について、有価証券によるものを加える。
- (3) 支援に要する経費に充てるために設置する基金について、積み立てる額の合計額を20億円（現行 50億円）に引き下げる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県木の住まい建設資金助成条例（以下「条例」という。）を設定し、平成17年度から平成19年度までの間、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材を活用した木造住宅の建設等に要する資金の一部を助成することとしているが、引き続き県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、助成の対象及び額を見直した上で、失効期限を2年間延長し、平成21年度までの間、助成を行うこととする。

2 条例の概要

(1) 助成の対象及び額を次のとおり見直す。

区分	助成の対象となる 木造住宅の建設	助成額	1戸当たり限度額
現行	県産材を10立方メートル以上使用	使用する県産材の量1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額	60万円
改正後	県産材を15立方メートル以上使用	ア 県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円
		イ アの県産材のうち日本農林規格による格付が行われたものの使用量に1万円を乗じて得た額	20万円

(2) 条例の失効期限を平成22年3月31日（現行 平成20年3月31日）まで延長する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第15号

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>（手数料）</p> <p>第4条 調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立て（以下「<u>参加の申立て</u>」という。）をする者は、別表の左欄の申請又は申立ての区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。<u>ただし、調停が打ち切られた事件（法第36条第2項の規定により打ち切られたものとみなされるものを含む。）につき、仲裁の申請をする者（当該調停に係る申請又は参加の申立てをした者に限る。）は、同表の右欄に掲げる額からその者が既に納付した当該調停に係る手数料の額を控除した額の手数料を納めるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（手数料の減免又は納付の猶予）</p> <p>第5条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は参加の申立てをする者が貧困により前条の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減免し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">項</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">左欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">右欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項	左欄	右欄	略			<p>（手数料）</p> <p>第4条 調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、別表の左欄の申請又は申立ての区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（手数料の減免又は納付の猶予）</p> <p>第5条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は<u>法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者が</u>貧困により前条の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減免し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">項</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">左欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">右欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項	左欄	右欄	略		
項	左欄	右欄											
略													
項	左欄	右欄											
略													

3	参加の申立て	1の項により算出して得た額	3	法第23条の4第1項の規定による参加の申立て	1の項により算出して得た額
---	--------	---------------	---	------------------------	---------------

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第16号**

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県石綿健康被害防止条例</u></p>	<p><u>鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例</u></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、<u>解体等作業等に</u>伴い石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、<u>建築物その他の工作物の解体工事等に</u>伴い石綿の粉じんが大気中に<u>排出し</u>、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）<u>石綿 繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。</u></p> <p>（2）<u>解体等作業 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>



## (3) 略

(4) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿（石綿を含有する建築物等の材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材その他の建築物等の材料（規則で定めるものに限る。）をいう。

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿の粉じんが大気汚染の原因となるものをいう。

(6) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。

## (県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集し、石綿含有材料等が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

## 2 略

## (事業者がとるべき措置等)

第4条 略

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、石綿粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

## 4 略

## (建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物等の所有者（当該所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあっては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。）は、当該建築物等における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されている石綿

## (1) 略

(2) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿（石綿を含有する材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。

(3) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。

(4) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために知事が定める基準をいう。

## (県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

## 2 略

## (事業者がとるべき措置等)

第4条 略

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表するよう努めなければならない。

## 3 略

## (建築物の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物の所有者（当該建築物について、所有者が、修繕その他の建築物の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物の管理者又は占有者に委ねている場合にあっては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。）は、当該建築物における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されてい

の粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないよう必要な措置を講じなければならない。

2 略

第6条 略

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 略

(事前調査)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、あらかじめ、当該解体等工事に係る建築物等について、石綿含有材料等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 解体等工事を施工しようとする者は、前項の規定による調査を行ったにもかかわらず、当該建築物等について石綿含有材料等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿含有材料等の使用の有無を当該建築物等の材料の分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物等について、吹付け石綿が使用されていないことが明らかである場合において、他の石綿含有材料等が使用されているものとみなして、この条例及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3 解体等工事を施工しようとする者が石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査を行った場合には、当該調査は、前2項の規定による調査とみなして、この条例の規定を適用する。

(事前調査結果の報告)

第6条の3 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、

る石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散しないよう措置を講じなければならない。

2 略

第6条 略

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 略

災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 報告対象工事の対象となる建築物等の概要
- (3) 報告対象工事の実施の期間
- (4) 吹付け石綿に係る前条の規定により実施した調査の方法及び結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2. 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3. 前2項の規定による報告には、当該報告対象工事の対象となる建築物等の付近の見取図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1)～(4) 略
- (5) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量
- (6)及び(7) 略

2. 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3及び4 略

(基準遵守義務)

第7条の2 特定工事を施工する者は、当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 特定工事を施工する者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければなら

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1)～(4) 略
- (5) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量
- (6)及び(7) 略

2. 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3及び4 略

ない。

- 2 特定工事を施工する者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、掲示の内容を修正しなければならない。

(通報)

第9条の2 県民その他の者は、石綿粉じん排出等作業が、第7条第1項若しくは第2項若しくは法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行わず実施され、又は飛散等防止基準若しくは法第18条の14に規定する作業基準を遵守せず実施されていることを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するよう努めるものとする。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄物として処理することとなる石綿含有材料等の種類、処理する量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項及び第2項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物等若しくは解体等工事が行われている土地若しくは建築物等に立ち入り、その建築物等の管理若しくは工事の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア 第6条の3第1項又は第2項の規定による報告

イ 第7条第1項又は第2項の規定による届出

ウ 第9条の2の規定による通報

(廃棄予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄することとなる石綿含有材料等の種類、廃棄する量及び廃棄の方法（廃棄を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の廃棄に係る処分が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処分の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 知事は、大気汚染防止法第26条第1項及び第2項に規定するもののほか、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事をを行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物若しくは特定工事をやっている土地若しくは建築物に立ち入り、その建築物の管理若しくは工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

<p><u>工 第10条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による報告</u></p> <p>(2) <u>第6条第2項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告、又は同条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(情報の公表等)</p> <p>第12条 知事は、<u>石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。</u></p> <p>2. <u>知事は、前項の規定により公表した情報に関する書類その他の物件を、当該情報に係る解体等作業が終了した日から50年間保存するものとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第13条 第7条及び第8条の規定は、<u>法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業については、適用しない。</u></p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p> <p>(2) <u>第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(見直し)</p>	<p>2及び3 略</p> <p>(情報の公表)</p> <p>第12条 知事は、<u>県民の石綿による健康に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、前条の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第13条 第7条及び第8条の規定は、<u>大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項に基づく届出を行う者については、適用しない。</u></p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第19条 <u>第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(見直し)</p>
---	--

<p>3 この条例は、<u>法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p>(検討)</p> <p>4 <u>知事は、平成23年度末を目処として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>3 この条例は、<u>大気汚染防止法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p>(この条例の失効)</p> <p>4 <u>この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
---	--

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

## (事前調査に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている解体等工事に係る改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例(以下「新条例」という。)第6条の2第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「当該工事が終了する日又は平成20年10月14日のいずれか早い日までに」とする。

## (事前調査結果の報告に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている報告対象工事又は平成20年10月1日から同月14日までの間に開始される報告対象工事に係る新条例第6条の3第1項の規定の適用については、同項中「開始の日の14日前までに」とあるのは、「終了する日又は平成20年10月14日のいずれか早い日までに」とする。

## (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」を「鳥取県石綿健康被害防止条例」に改める。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第17号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>鳥取市及び米子市の区域</u>については、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成10年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、米子市の区域については、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成10年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p>2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前に鳥取市の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第18号**

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例</u></p>	<p><u>鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例</u></p>
<p>（目的）                      第1条 この条例は、<u>使用済タイヤ</u>が屋外において乱雑に集積されることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあることにかんがみ、<u>使用済タイヤ</u>の保管に関する規制その他必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。</p>	<p>（目的）                      第1条 この条例は、<u>廃自動車等</u>が屋外において乱雑に集積されていることにより生活環境の保全上支障が生じていることにかんがみ、<u>廃自動車等</u>の保管に関する規制その他必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。</p>
<p>（定義）                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>（1）<u>使用済タイヤ</u> <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車の使用済みのタイヤであって、その占有者が自ら利用し、又は所有者が他人に有償で売却することができるものとして保管されるもののうち、廃棄物の</u></p>	<p>（1）<u>廃自動車等</u> <u>用途を廃止した自動車及び使用済みの自動車用タイヤをいう。</u></p>



<p><u>処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の適用を受けないものをいう。</u></p> <p>(2) <u>特定保管 100本を超える使用済タイヤを屋外で集積して保管することをいう。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(2) <u>特定保管 廃自動車等の、自動車にあっては20台、自動車用タイヤにあっては100本を超える屋外での集積保管をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。</u></p> <p>(5) <u>有価物 物であって、その占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものをいう。</u></p>
<p>(保管者の責務)</p> <p>第3条 <u>使用済タイヤを屋外で集積して保管する者（次項において「保管者」という。）は、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>保管者は、使用済タイヤの保管に当たっては、第8条の保管基準に適合するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(保管者の責務)</p> <p>第3条 <u>廃自動車等を屋外で集積して保管する者（次項において「保管者」という。）は、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>保管者は、廃自動車等（廃棄物であるものを除く。）の保管に当たっては、第9条の保管基準に適合するよう努めなければならない。</u></p>
<p>(県民の責務)</p> <p>第4条 県民は、<u>使用済タイヤの不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事実を発見したときは、速やかに県に通報しなければならない。</u></p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第4条 県民は、<u>廃自動車等の不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事実を発見したときは、速やかに県又は関係市町村に通報しなければならない。</u></p>
<p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第5条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（次項において「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において<u>使用済タイヤの不適正な保管が行われないう、適正な土地の管理に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>土地所有者等は、次条第2項の規定により県が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第5条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（次項において「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において<u>廃自動車等の不適正な保管が行われないう、適正な土地の管理に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>土地所有者等は、次条第2項の規定により県が講ずる措置及び第7条の規定により市町村が講ずる対策に協力するよう努めなければならない。</u></p>
<p>(県の責務)</p> <p>第6条 県は、<u>使用済タイヤの適正な保管を促進するため、県民、市町村及び関係機関と一体となって適切な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>2 県は、<u>使用済タイヤの不適正な保管により生活環</u></p>	<p>(県の責務)</p> <p>第6条 県は、<u>廃自動車等の適正な保管を促進するため、県民、市町村及び関係機関と一体となって適切な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>2 県は、<u>廃自動車等の不適正な保管により生活環</u></p>

境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該使用済タイヤの保管状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

(特定保管の届出)

第7条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 使用済タイヤの保管の場所、数量、期間及び方法
- (3) 使用済タイヤの利用目的
- (4) 略

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第9条の規定による指導、第10条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(保管基準)

の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該廃自動車等の保管状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第7条 市町村は、地域住民及び県との密接な連携により、地域の実情に応じて廃自動車等の適正な保管に関し必要な対策を講ずるよう努めるとともに、前条第2項の規定により県が講ずる措置に協力するものとする。

(特定保管の届出)

第8条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項若しくは第14条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者(同法第7条第1項ただし書若しくは第6項ただし書又は第14条第1項ただし書若しくは第6項ただし書の規定により許可を受けないで使用済みの自動車用タイヤの処理を業として行う者を含む。)又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第60条第1項若しくは第67条第1項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 廃自動車等の保管の場所、数量、期間及び方法
- (3) 廃自動車等についての廃棄物又は有価物の別
- (4) 廃自動車等が有価物である場合にあっては、その利用目的
- (5) 略

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10条の規定による指導、第11条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(保管基準)

第8条 特定保管者は、使用済タイヤの保管に当たっては、次に掲げる保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 略

イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済タイヤの保管場所である旨その他使用済タイヤの保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 使用済タイヤが散乱しないものであること。

イ 悪臭が発散しないものであること。

ウ 積み上げられた使用済タイヤの高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6に規定する高さを超えないものであること。

(3) 略

(4) 保管の数量及び期間が、当該使用済タイヤの利用目的を達するために必要であると認められる数量及び期間を超えないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、使用済タイヤの適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの

(特定保管についての指導等)

第9条 略

第10条 略

(市町村条例との関係)

第11条 この条例の規定は、市町村が使用済タイヤの保管に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

第12条 略

第9条 特定保管者は、廃自動車等（廃棄物であるものを除く。）の保管に当たっては、次に掲げる保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 略

イ 規則で定めるところにより、見やすい場所に廃自動車等の保管場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の場所から廃自動車等の破片、油等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 廃自動車等の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 積み上げられた廃自動車等の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6に規定する高さを超えないようにすること。

(3) 略

(4) 保管の数量及び期間が、当該廃自動車等の利用目的を達するために必要であると認められる数量及び期間を超えないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める廃自動車等の適正な保管を図るための基準

(特定保管についての指導等)

第10条 略

第11条 略

(市町村条例との関係)

第12条 この条例の規定は、市町村が廃自動車等の保管に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

第13条 略

<p>(罰則)</p> <p>第13条 第10条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(検討)</p> <p>3 <u>知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 第11条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 <u>この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>4 <u>この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p>5 <u>前項に規定するもののほか、この条例の失効に伴う経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	--

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までを削り、附則に1項を加える改正は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第19号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（ 検 討 ）</p> <p><u>2 知事は、平成25年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u></p> <p><u>2 この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第20号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第4号)の条件を備えている者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号)の条件を備えている者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号から第4号まで)に掲げる条件を備えているほか、当該</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号及び第3号)に掲げる条件を備えているほか、当該災害</p>

災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(9) 略

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者(配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。)、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者(一時保護を受けた者を含む。 )及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。 )又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。 )に入所している者(当該施設に入所していた者を含む。 )

(入居者の保管義務等)

第16条 略

2 略

3 入居者又はこれと現に同居する者は、次の行為をしてはならない。

(1) 暴力団員の住居として使用させる行為(自らが暴力団員となって使用する行為を含む。)

(2) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 動物の飼育(食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。)

イ 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。

ウ 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

(3) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産

発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(9) 略

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者(配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。)、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者(一時保護を受けた者を含む。 )及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。 )又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。 )に入所している者(当該施設に入所していた者を含む。 )

(入居者の保管義務)

第16条 略

2 略

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 粗野又は乱暴な言動をすること。

イ 威力を用い、又は示すこと。

ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生させること。

(4) 前各号に定めるもののほか、県営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為

(使用料)

第24条の16 略

2 略

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第4号又は第5号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

4及び5 略

別表第1(第2条の2関係)

名称	位置
略	
宮岡団地	八頭郡八頭町国中
略	
伯南第2団地	日野郡日南町霞

別表第2(第26条関係)

名称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略	
伯南第1団地 伯南第2団地	日南町

(使用料)

第24条の16 略

2 略

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第5号又は第6号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

4及び5 略

別表第1(第2条の2関係)

名称	位置
略	
国中団地	八頭郡八頭町国中
宮岡団地	
略	
伯南第2団地	日野郡日南町霞
小江尾団地	日野郡江府町大字江尾

別表第2(第26条関係)

名称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略	
伯南第1団地 伯南第2団地	日南町
小江尾団地	江府町

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)



第2条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては、<u>第3号及び第4号</u>）に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては、第3号）に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条第4項第10号の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第21号

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援事業費補助金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>被災者住宅再建支援事業 市町村の条例で定めるところにより、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、同表の右欄に掲げる交付定額（以下「交付定額」という。）以上の被災者住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業をいう。</u></p> <p>（2）<u>自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したものの其他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市</u></p>

町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

(1) 自然災害 自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

ア 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は被災地域の所在する市町村（以下「被災市町村」という。）の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの

(2) 被災者住宅再建支援金 被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する、同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。

(3) 全壊世帯 自然災害（自然災害のうち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。）により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅（発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。）が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号に規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号八に規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号二に規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの（第3号及び前号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、交付対象者に対して被災者住宅再建支援金を交付する被災市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付対象者ごとに交付した被災者住宅再建支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額。）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(基金の積立て)

第6条 略  
2 略  
3 基金として積み立てる額の合計額は、20億円を目的とする。

(基金の管理)

第7条 略  
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

別表（第2条関係）

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（当該	3年	全壊世帯	2年	300万円 （単数世帯につい

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、被災者住宅再建支援事業を行う参加市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、支援金の交付定額に交付を受けた者の数を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(基金の積立て)

第6条 略  
2 略  
3 基金として積み立てる額の合計額は、50億円を目的とする。

(基金の管理)

第7条 略

別表（第2条関係）

被災者住宅再建事業	交付対象者	交付定額
(1) 自然災害により全壊し、又は半壊	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入（自然災害が発生し

<p>全壊世帯の居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)</p>				<p>ては、 225万円)</p>	<p>した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。)</p>	<p>た日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあっては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)</p>
<p>(2) 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)</p>				<p>200万円 (単数世帯については、 150万円)</p>	<p>した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。)</p>	<p>た日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあっては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)</p>
<p>(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅(当該大規模半壊世帯の居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限る。)の建設又は購入</p>	<p>3年</p>	<p>大規模半壊世帯</p>	<p>2年</p>	<p>250万円 (単数世帯については、 187万5,000円)</p>	<p>した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。)</p>	<p>た日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあっては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)</p>
<p>(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修</p>				<p>150万円 (単数世帯については、 112万</p>	<p>した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。)</p>	<p>た日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)</p>

				5,000円)				に限る。)		のに限る。)
(5) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)						する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業	知事が参加市町村に協議して別に定める期間	知事が参加市町村に協議して別に定める世帯	知事が参加市町村に協議して別に定める期間	知事が参加市町村に協議して別に定める額				(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち知事が参加市町村に協議して別に定めるもの	破損住宅等の所有者等	破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあっては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)
								(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業	知事が参加市町村に協議して別に定める者	知事が参加市町村に協議して別に定める額
備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第22号**

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例

鳥取県木の住まい建設資金助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>県産材活用住宅</u> 県産材を<u>15立方メートル</u>以上使用して建設される木造住宅をいう。</p> <p>（2）略</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>次の表の左欄に掲げる額（1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。）の合計額以下とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">助成額</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額</p> </td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額</p> </td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成22年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	助成額	限度額	<p>県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額</p>	40万円	<p>農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額</p>	20万円	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>県産材活用住宅</u> 県産材を<u>10立方メートル</u>以上使用して建設される木造住宅をいう。</p> <p>（2）略</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>使用する県産材の量に1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額（1戸につき60万円を限度とする。）とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成20年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>
助成額	限度額						
<p>県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額</p>	40万円						
<p>農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額</p>	20万円						

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、公布の日から施行する。

( 適用区分 )

2 改正後の鳥取県木の住まい建設資金助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年 4月 1日以後に助成の対象として決定された者に係る補助金について適用し、同日前に当該決定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。